

第3回 全員協議会会議録

1 日 時 令和7年2月17日(月) 午後1時30分 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 15名

議 長	小 嶋 正 彰	議 員	渡 部 道 宏
副 議 長	宮 崎 淳 一	〃	天 野 京 子
議 員	島 田 竜 史	〃	阿 部 幸 夫
〃	今 田 亜 樹	〃	横 尾 祐 子
〃	渡 邊 能 成	〃	高 田 保 則
〃	岩 澤 愛	〃	宮 澤 一 照
〃	葭 原 利 昌	〃	霜 鳥 榮 之
〃	堀 田 孝 次		

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 説 明 員 5名

市 長	城 戸 陽 二	建 設 課 長	丸 山 敏 行
総 務 課 長	大 野 敏 宏		
企 画 政 策 課 長	岡 田 豊		
財 務 課 長	西 條 保		

7 事務局員 3名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	主 査	貫 和 志 行
庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴		

8 件 名

- 1) 第9次妙高市行政改革大綱について
- 2) 開発規制に関する条例制定について
- 3) 令和7年度予算内示について

○議長(小嶋正彰) 皆さんお疲れ様です。ただいまから、全員協議会を開催します。タブレットのサイドブックスのアプリをタップして、市議会の全員協議会フォルダ、本日の資料070217全協レジメ(執行部)他、関連資料がありますので他にご確認ください。よろしいですか。これより執行部の報告に入ります。

1) 第9次妙高市行政改革大綱について

○議長(小嶋正彰) 1) 第9次妙高市行政改革大綱について報告願います。大野総務課長。

○総務課長(大野敏宏) それでは、第9次妙高市行政改革大綱案につきまして、ご報告させていただきます。このた

び、第8次行政改革大綱の推進期間が令和6年度末で終了することから、新たな行政改革の指針となります第9次行政改革大綱の策定を進め、その案がまとまりましたので報告させていただくものでございます。策定に当たりましては、第8次行政改革大綱実施計画の評価検証を行うとともに、庁内の推進委員会や市民で構成する市民検討会で意見をいただく中でまとめてきたものでございます。資料の方、2ページ目をご覧くださいと思います。計画策定の背景と必要性の1、はじめにということでございますが、本市におきましても、全国の多くの自治体と同様に、人口減少、少子高齢化への対応をはじめ、デジタル化の加速、複雑多様化、高度化する市民ニーズを踏まえたまちづくりなど、行政を取り巻く課題が山積しているとともに、4月からスタートいたします、第4次妙高市総合計画に基づく様々な施策の効果を速やかに、かつ最大限に発揮するためには、自治体として、安定的な財政基盤の確立と、時代の変化に的確に対応した行政経営が求められているところでございます。そのため諸課題に引き続き対応するとともに、持続可能な行財政運営を確保し、より質の高い行政サービスを提供するため、第9次妙高市行政改革大綱を定めて改革を進めていくものでございます。次の2、社会情勢の変化、3、市の財政状況につきましては、市を取り巻く現状につきまして、記載しているものでございます。続きまして、3ページから6ページまでにつきましては、人口の推移、職員数の推移、歳入歳出決算額と主要な財政指標の推移、公共施設の将来更新費用の推計について、参考として、グラフでまとめさせていただいたものでございます。続きまして7ページの方をご覧ください。4、これまでの主な取り組みにつきましては、市町村合併時の平成17年から3次にわたる行政改革の取り組み項目をまとめたものでございます。次に5、第8次行政改革の主な成果につきまして、7ページの中程から9ページまでにまとめております。第8次の期間中におけます実施計画の達成状況でございますが、全体の実施項目として40項目ございましたが、窓口業務や、地域包括支援センター、保育園こども園などの民間委託の未実施、それから目標値に達成できなかった項目などがあつたものあつたことから、全体の達成状況は70%となっております。各取り組み項目における成果について申し上げます。1つ目の柱となっております、スマート自治体の実現では、RPAを活用した定例業務の自動化により、令和5年度までに約3500時間の業務時間の削減の他、令和5年10月に運用開始した文書管理システム、財務会計システムについて、上越3市で共同調達を行い、導入経費の削減と業務の効率化を図ってきたところでございます。次に8ページの中程、業務のアウトソーシングでは、情報システムの運用等を民間事業者に出注し、情報関連経費の適正化とシステムの最適化を進めてきました。また、令和4年4月から、ガス事業譲渡及び上下水道事業の包括委託を実施した他、給食調理業務の民間委託を拡大し、行政のスリム化を図って参りました。次に2つ目の職員イノベーションと組織の最適化です。コロナ禍以降、ワークライフバランスや効率的で質の高い働き方の実現を目指し、時間外勤務の削減だけでなくテレワーク環境の整備の他、年次有給休暇や育児休業を計画的に取得できるよう取り組み、令和6年の年休取得率は55.3%に、育児休業の取得率は、令和6年度において、女性は100%、男性は75%になったところであります。9ページをご覧ください。3つ目の財政運営の強化です。財政運営では、財政計画を踏まえた歳入に見合った財政規模を基本として取り組んできたことによりまして、各種財政指標は目標値の範囲内で推移している他、財政調整基金も50億円以上の残高を維持し、また、市債残高も令和5年度末では約179億円の残高となり、令和2年度より約7億円減少しているところでございます。税外収入の確保では、返礼品付ふるさと納税の取り組みの強化によりまして、令和6年12月末現在では、過去最高の5億円を超える寄付額となっております。また、クラウドファンディングや未利用財産の売却も積極的に行い、財源確保を図りました。以上が第8次行政改革の主な成果であります。次に10ページの方をご覧ください。6、残された課題でございます。(1)の人口減少への対応では、税収への影響、建物やインフラの老朽化、担い手不足に対応していくため、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営が必要になること。(2)の社会情勢の変化に対応した行政運営では、SDGsの推進、DX・GXなどの新たな課題に柔軟

に対応していく必要があること。(3)の成長や新たな価値創出に繋がる、経営的視点への対応では、業務プロセス改革による行政経営手法の見直しや、市民、事業者、さらには、本市に関心を寄せる方々との競争などの経営的視点が求められること。(4)の機動的な組織づくりと人材育成では、複雑多様化、高度化する行政課題に迅速かつ適切に対応できる人材育成が必要なこと。(5)の財政運営の強化では、厳しい財政運営が見込まれる中、中長期の財政シュミレーションに基づく財政運営と財政の見える化を図っていく必要があること。以上5項目の課題と整理、課題として整理いたしました。次に11ページの方をご覧ください。第9次行政改革大綱の目標につきましては、社会情勢の変化や、残された課題等を踏まえ、時代の変化に迅速、かつ的確に対応し、持続可能な行政運営を図るを目標に掲げ、引き続き行政改革の取り組みを進めて参ります。12ページの方をご覧ください。第9次行政改革大綱の体系となります。体系につきましては、11ページの行政改革大綱の目標を踏まえ、仕事の仕組みを変える。職員や組織が変わる。市民協働官民連携を推進する。財政基盤を堅持する、の4つの視点を基本方針として、それぞれ取り組み項目を定めたところであります。次に、13ページ、14ページをご覧ください。こちらでは、基本方針の実現に向けた取り組み項目の内容について記載させていただきました。まず、基本方針1の仕事の仕組みを変える。

①行政評価制度の検証見直しでは、実効性のある行政評価制度とするための検証見直しの他、評価結果を活用した事業のビルドアンドスクラップに取り組みます。②業務プロセスの見直しによる業務最適化では、業務の効率化の支障となっている課題を洗い出し、効率的な作業方法を選択し、業務の最適化を図ります。③効果的なICTの導入では、業務プロセスの見直しにより洗い出された課題には、ICTで解決できる部分に効果的に導入します。また、様々な業務のデジタル化を積極的に進めます。基本方針2の職員や組織が変わるの、①職員の能力を發揮できる人材マネジメントの強化では、第4次総合計画と連動した組織像、職員像を設定するとともに、管理職による人材マネジメントによる組織運営を強化します。②変化に柔軟に対応し、連携協力する組織づくりでは、市長と職員が対話し、市政運営のビジョンなどを共有する機会を、の充実を図る他、組織間の横の連携強化など、課題解決を図るプロジェクトを活性化させます。③働きやすい職場環境づくりでは、テレワークや時差出勤など、多様な働き方を選択でき、活力ある職場環境づくりを進めるとともに、職場におけるハラスメント対策を強化します。基本方針3の市民協働、官民連携を推進する、の①多様な主体との協働競争により、行政課題の解決では、市民、地域、事業者などのまちづくり活動を支援するとともに、地域活動基盤の充実や連携推進に向けた仕組みを構築します。

②民間活力を活用したアウトソーシングの拡大では、行政サービスの効率的、効果的な提供に向け、費用や市民サービスの面で効果を検証した上で、アウトソーシングを進めます。基本方針4の財政基盤を堅持する、の①計画的な財政運営、安定した財源確保では、中長期的な視点に立った健全な財政運営と財政の見える化に取り組むとともに、ふるさと納税を初めとした自主財源の確保を図ります。②公有財産の適正管理と有効活用では、公共施設の統廃合をはじめ、サービスや施設のあり方を見直すとともに、維持管理にあたっては、施設情報の一元化、全体方針との調整など、組織横断的に取り組みます。以上が取り組み項目の内容になりますが、具体的な実施内容につきましては、現在、大綱と並行して取りまとめております実施計画で、さらに取り組み内容を明確にして参りたいと考えております。最後に15ページをご覧ください。行政改革大綱の進め方ではありますが、1推進期間につきましては、第4次総合計画の期間と合わせて、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。2実施計画でございますが、先ほども申し上げましたが、現在、行政改革大綱に基づき、具体的な実施計画の作成中ではありますが、実施計画では、達成目標及び達成年度の明確化を図って参ります。また、5実施計画の見直しにも記載しておりますが、実施計画は、毎年度進捗状況と効果を検証するとともに、必要に応じて項目の追加、見直しを行います。3推進体制は、副市長する本部長とする、副市長を本部長とする行政改革推進委員会を中心とした庁内体制として、全庁的に取り組みます。4市民検討会の設置につきましては、市民各層の代表による市民検討会を設置し、評価やご意見

をいただき、改革に反映して参ります。以上が第9次行政改革大綱案の概要になります。最後に今後のスケジュールでございますが、この後、3月中旬にかけてパブリックコメントの方を行いまして、意見を募集し、いただいた意見を、への対応等の検討を経て、成案として参りたいと考えております。以上、第9次行政改革大綱案の説明とさせていただきます。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件について、何か質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小嶋正彰） よろしいですか。

2) 開発規制に関する条例制定について

○議長（小嶋正彰） それでは、続きまして、(2) 開発規制に関する条例制定について報告願います。

丸山建設課長。

○建設課長（丸山敏行） 開発規制に関する条例制定についてご報告させていただきます。資料に基づきまして説明いたします。1番目の開発規制強化検討の経緯等につきましては、市では大字杉野沢地内でのリゾート開発計画を受け、先進自治体を参考に、投資過熱や乱開発によって、リゾート価値や住環境の喪失が生じないように、令和6年5月から特定プロジェクトにおいて、リゾート開発に関する対策案、対応策として、開発規制について検討して参りました。当該プロジェクトでの検討の結果、適正な開発計画へ誘導するための、開発規制に関する条例の制定を進めていくとし、開発規制条例の内容と制定に向けたスケジュール等についてご報告するものであります。2番目の開発規制条例の内容につきましては、1つは(1)に記載しております、開発許可申請の事前協議を定める条例であり、もう1つは(2)に記載しております、都市計画法の開発許可基準の特例を定める条例であります。(1)の開発許可申請の事前協議を定める条例につきましては、開発指導の有効性を確保するため、都市計画法の開発許可の事前協議を定めている、妙高市開発指導要綱を条例化するとともに、事前協議を住民参加型とするため、仮称開発、開発対策協議会への諮問を定め、また、条例に定める命令違反に対して罰則を定める予定であります。(2)の都市計画法の開発許可基準、開発許可基準の特例を定める条例につきましては、線引きの都市計画区域内において、通常は3000平方メートル以上の開発行為が許可対象となる所、市内のスキー場近郊等の区域について、概ね1000平方メートルから1500平方メートル程度とする特例を定め、また都市計画法に定められた許可基準について、条例で強化可能な項目のうち、公園緑地の1ヶ所当たりの面積の最低基準を定めるものであります。この条例につきましては、都市計画法の特例を定める条例があるため、罰則規定は設けない予定としております。3番目のスケジュールにつきましては、4月から5月に旧市町村の区域において、地域説明会を実施する予定としております。また、地方検察庁への罰則規定の協議を行います。6月の全員協議会で条例案をご報告させていただいた後、パブリックコメントを実施する予定としております。パブリックコメントにおけるご意見への対応を行い、9月定例会において条例議案を上程する予定としております。この条例は、開発規制や罰則を伴うものであり、周知期間を6ヶ月間設け、施行期日は令和8年4月1日としたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件について何かご質問ありますでしょうか。堀田議員。

○議員（堀田孝次） 今ですね、非常に杉野沢地区、開発が盛んにですね、始まろうという状況でございます。この開発のですね、この条例を定めることによって、具体的にはどのような、いわゆる規制ができるのかっていうことと

ですね、あとやはり、大手のPCGとの話し合いは地域もかなり進んでおります。今後ですね、今この1000、3000から1500という1000ぐらいの規模に縮小するという、数値をですね低くして、規制していくというお話なんですけど、結局細かなですね開発が非常にこれから多くなってくるのではないかと。土地の土地を買収する業者がですね非常に数多くおりますので、その辺の地域、地域でどういうふうに、この開発に対して、PCGの開発に対しては、我々は、結構理解はしているんですが、細かな開発の方がですね、全然見えてこない。その辺をどういうふうに規制をしていくのか、具体的に例えば高さを規制するとか、土地の、例えばここに書いてある内容をですね、もうちょっとわかりやすく説明をしていただきたいんですが。お願いいたします。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長。

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。現在の開発行為につきましては、都市計画法に基づきやっております、都市計画区域については、3000平米以上ということになっています。そうしますと、3000平米未満につきましては、これまでも、特に、私どもが把握する場面がなかなかないものですから、今ほど言われたように、いろんなところで、乱開発とかミニ開発が行われた場合に、なかなかその実態が把握できないということで、今後その面積をですね、条例化して、小さくすることによって、細かな開発も私ども行政が把握できると、そういったときに、事前協議もそうですし、あと審査、あと許可行為ですかね、すべてにおいて把握できますので、今以上に土地利用の強化はできるかと思っております。また、例えば、開発行為の中の排水1つにしても、これまでは地区の区長さんの同意が得られればOKとしていたんですけども、なかなかそれですと、全体が見えないということで、やはり地元の方もですね、参加されて、どういったところが、水を流していいとか、そういった協議もしながら、地域の皆さんと共同的にやっていきたいと思っておりますので、今以上にかなり強化できるものと考えております。

○議長（小嶋正彰） 堀田議員。

○議員（堀田孝次） それとあと、排水の関係なんですけど、妙高市としてですね、今、下水道供給区域っていう区域決まっていますよね。今後、その区域を広げようと思われてるかどうか、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長。

○建設課長（丸山敏行） はい、お答えいたします。下水道関係ちょっと私は担当じゃないんで、なかなかその区域の増やすとか、増やさないと、なかなかちょっと答弁、今んところできません。

○議長（小嶋正彰） 堀田議員。

○議員（堀田孝次） 実はですね、近々に別の会社からの説明会が地元説明会があります。その説明会の中で、やはり排水問題が一番話題になるのではないかというふうな考えであります。実は明日なんですけども、あるわけで、その辺が、どのよう、噂といますかね、区長からちょっと、小耳に挟んだんですが、地下浸透式を採用すると、というような内容なんです。基本的には、地下浸透をですね新潟県自体は、私もちょっと調べたんですけども、新潟県は許可してないと。なぜかという、融雪それから地下水をくみ上げて消雪に使っているという、内容から禁止はしてるんだけど、許可しないんだけど、それができないところは特別に許可すると、というふうな県の内容が書かれたものを読んだんですけども。その辺ですね、一番明日、明日といいますか、近々に、そういうような課題が当然上がってくるんですけど、そういう方面ってのはどういような考え方でいくのか、これ日にち、別に書いてある、日にちがですね、予定が書いてあるんですけども、とりあえずそれまでにどんどん、どんどん進む内容があるんですけども、その辺ってのはどういような考え方で行けばいいか、お聞かせください。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長。

○建設課長（丸山敏行） はい、お答えいたします。開発区域の中の排出計画につきましては、当然審査する対象になっておりますし、もしその区域内で処理できないものであれば、洪水調整池とか、そういったものを設けて、少しず

つ近くの用水、河川に流す部分でありますけども、3000 以上平米のものであれば、これから私ども事前協議上がつてきますんで、細かいところについては、よく審査していきたいと思っております。

○議長（小嶋正彰） 堀田孝次

○議員（堀田孝次） たびたびすいません。それと、その規模がですね、例えば1つの業者で、今、明日説明があるのが6棟の建物を作って、何ていうんすかね、宿泊施設を作りたいとか、ゲストハウスを作りたいってとか、そういう感じに聞いているんですが。その1つ1つをこう見て考えるのか、その全体を、その業者が例えば全体をPCGのように、ああいうふうに大きくイメージしてる場合は3000、1500とか当然超えますけども、1つ1つだと超えない場合が出てくる可能性があるんですけども、その辺ってのやっぱり1ヶ所何平米という考え方でよろしいですか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長

○建設課長（丸山敏行） 今ほどの説明でありますと、1業者が1つ開発するもんですから、例えば個別にこう何個か建ったとしても、一つのエリアとなりますので、開発行為の対象となります。3000平米超えていれば対象になります。

○議員（堀田孝次） わかりました。ありがとうございました。

○議長（小嶋正彰） 高田議員。

○議員（高田保則） 私も前にちょっとこういうか、網掛けをしたらいいんじゃないかというような話で一般質問した経過があるんですが、ただこれはね、開発、直接開発する人、例えば、土地を求めて営業するとか、住居を移すとかって問題については、これでいいんですが、私心配するのはね。いわゆる投資目的、転売目的で、取得することについて、もう私はそういう意味で、前に一般質問したんですけども、その辺の考え方は、これには入ってないですよ、開発ということで。あくまでも土地を購入して、営業するとかということですけども、いわゆる投資目的、転売目的で取得するっていうケースが、私他の自治体でもねそれが非常に多いということで、今問題になってるわけですよ。杉野沢地区も、やっぱりその辺は、ある程度ある程度とか、きちっと網かけしないと、土地の価格は、どんどん、どんどん上がると。地元の固定資産税が上がって行くという、そういう、現象は、起きかねないわけですよ。そういうことで、この開発規制、強化っていうことも大事ですけども、いわゆる投資、転売の土地の売買っていいですか。それはどういうふう考えていらっしゃいますか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。今回の条例制定につきましては、今まで言ったように土地の開発の関係で、土地の取得、取得した後の造成とかの話なんで、なかなか私ども指導もできますし、確認できるんですけども、その土地の転売目的については、なかなかこの条例でできないですし、行政ではそこまで把握できないものと思っております。

○議長（小嶋正彰） 高田議員。

○議員（高田保則） 私提案したのは、そういうのを防ぐために、ある程度自治体として網掛けをしたらいいんじゃないかっていうことで、私は前、提案したわけですけども、その辺が皆さんも確か他の先進地って言いますか、視察に行ってきたようでございますけども、そういう現象がまた妙高、今この間も言いましたけども、野沢でもそういう現象起きつつありますし、ただいま信濃町でもそういう現象が起きてるということですので、その辺はね、やっぱり従来の市民の皆さんの住民の皆さんの生活環境を守るってことになれば、やはり行政としても、それは絶対防いでいかなきゃいけないと。今、この中でもスキー場周辺っていうことで、何かどのぐらいまだ周辺なんだかわかりませんが、将来はだつて、今、国立公園区域外ですよ、それはもう国立公園の中でも、そういう現象が

起きていくような気もするわけですよ。これからは、そういうある、やはり、状況を踏まえるためにも、ある程度、行政で網掛けをして、この地区については、取得するについても許可をもらう、出すと、許可申請をするというような形で、私はやった方がいいんじゃないかと思うんですが、これだけですと、あくまでもスキー場近郊ってことだけで、現状の今のPCG含めて、その範囲しか、ならないわけですよ。ですから、それではちょっと、片手落ちではないかということで、大きなやっぱり、生活環境を守るとなると、相当広い意味で網掛けをしていかなければいけないというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長。

○建設課長（丸山敏行） はい。お答えいたします。やはり土地のですね、売買の規制については、なかなか行政がなかなか口が出せるものではないと思っております。それから、先ほど話しました面積の特例につきましては、例えば新井地域で言えば新井リゾートの付近、両善寺から上ですかね。あと妙高高原で言うそうですね、高速道路の山側、西側なんですかね、そういった赤倉温泉とか、池の平温泉、杉野沢、一体となります。あと妙高地区については大洞原の上とか、そういった形で今検討したいと考えております。

○議長（小嶋正彰） 高田議員

○議員（高田保則） いずれはですね、やっぱりそういうことで投資目的の、投資っていいですかね、土地の場合は、多分多くなると思うんです。これはもうどこの、いわゆる何ですか、開発している区域の実態を見ますと、大体そういうことですよ。ですから、それによって今のお話で、地価が上がって、固定資産税も、もともとの住民の人たちは非常に住みにくくなるわけですよ。それはやっぱり行政としても、絶対に、私は防がなくちゃいけないと、いうことでありますので、営業する人はね、これは営業目的で来るわけですから、ただ、設備とかそれは別としてね、それはしかないんですけども、いわゆる、問題は投資目的で転売目的で、土地が動くということが非常に、危惧される現象だと思っておりますが、これからやっぱり行政もその辺は十分に考えていかななくちゃいけないと思うんですが、市長いかがですか。

○議長（小嶋正彰） 城戸市長

○市長（城戸陽二） お答えさせていただきます。あくまでも日本の中のことなので法律を超える規制といいますか、はできないという考え方であります。日本は基本的に土地の売買は自由っていう形になっていますので、できても届け出までだというふうに思います。要は、売買契約そのもの自体を防げるっていうことはまずできないというふうに私は思っております。土地の買った後の届け出は、今一万平米以上であれば、国土法によって届け出をしていただいておりますけど、これを届け出ても、何も規制にはならないというふうに私は思っておりますので、まずは妙高市で今考えているのは、法律の範囲内で規制できる範囲で、まずその法のコントロール下の中で開発をしていただこうと。いうことをまず第1に考えさせていただいております。今回こういうような提案をさせていただきました。これは面積だけでなく、先ほど課長の方からもありましたけど、仮称ではありますけど、地域の中で協議会を作って、住民の合意のもとで開発を進めていこうと。いう考え方で今回条例の方を設定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（小嶋正彰） 高田議員。

○議員（高田保則） そういうことで法的に難しいということですけども、ただ心配されるのはね、よく北海道なんかでも、何年前に非常に問題になってるんですが、杉野沢の周辺だって、水源、いろんな水源がいっぱいあるんですよ。その辺が、やる、投資目的、転売目的で取得するってことは、非常に水という問題は非常に大きいと思うんですよ。その辺も私心配するわけでございますけども、その辺もこれから十分、目を光らして、対処していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小嶋正彰） 堀田議員

○議員（堀田孝次） 1点ちょっとお聞かせください。開発対策協議会、住民等の参加型というんですけれども、これはどういうタイミングで作るというか、例えば今もう現在、杉野沢においては、PCGさんと話し合いをしてるんですが、大字区の区長がですね、代表でやってるんですけれども、これってのは、もうすでにこれから杉野沢地区は作りましょうよって話ってことでしょうか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。現在考えております仮称ですけれども、開発対策協議会のメンバーにつきましては、やはりその道のプロも必要かと思っておりますので、例えば、学識経験者、あと地元商工団体や観光団体、それとあと、地域のもので、代表、地区の代表ということで今考えております。

○議長（小嶋正彰） 渡部道宏議員

○議員（渡部道宏） ちょっと確認なんですけれども、これはあくまで条例で作るということで、妙高市内全域が条例の対象ということになるかと思うんですが、これは、今回この条例を作った部分に適用するのはこの区域というふうに限定するのか、それとも妙高市内全体が条例なんで、かかってしまうのかってところが1点確認なんです。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長

○建設課長（丸山敏行） 基本的には都市計画区域全体になりますけれども、今言った特例につきましては、スキー場近郊を中心に面積の特例等を設けていきたいと思っております。

○議長（小嶋正彰） 渡部道宏議員

○議員（渡部道宏） 私は何でこんなことを言うかということ、杉野沢はね、当然こういうのをやって、乱開発を防がなくてはいけない。ただ、上越妙高駅とかできて、今度はね、斐太の方が開発一生懸命やりたいと思ったときに、これが足かせになってしまうと、開発ができなくなってくるのは辛いなと思っております。やはり床面積っていうんでしょうかね、人がいっぱい住んでこそその自治体の活性化であるので、そういう人がいっぱい来るタイミングを逃すような足かせになってはいけないと思いますし、今でさえもあれなんだと都市開発何だかんだって、いろんな書類を出さなきゃいけない、面倒くさい、だったら上越のが楽だということで、道一本挟んで上越の方に逃がしてしまうのは大変惜しいと思っておりますので、そこらあたりの運用の仕方、よく検討しながら進めていただければと思います。これ要望ですので返答いりません。

○議長（小嶋正彰） 他、よろしいですか。堀田議員。

○議員（堀田孝次） これが通って施行後に協議会を設置するという考えでよろしいでしょうか。

○議長（小嶋正彰） 丸山建設課長

○建設課長（丸山敏行） お答えいたします。開発行為のですね、届け出、事前協議が始まった段階で、地域の皆様方といろいろ意見交換しながら進めていきたいと思っております。

○議員（堀田孝次） わかりました。

○議長（小嶋正彰） 他、よろしいでしょうか。

3) 令和7年度予算内示について

○議長（小嶋正彰） それでは次に、(3) 令和7年度予算内示について、これにつきましては、3月定例会の議案として提出されるものでありますので、本日は聞き置くにとどめ、質問等は無しといたします。それでは、報告願います。城戸市長。

○市長（城戸陽二） まず冒頭、議員の皆様におかれましては新年度予算の内示会にお集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。日頃から市政運営に対しまして、議員の皆様、市民の皆様からご理解、ご協力を賜っておりますことを重ねて深く感謝申し上げます。まず、予算の内示に入ります前に、冒頭に、市内の積雪等の状況について報告させていただきます。本年例年並み、または多少多めの状況で推移しておりましたけれども、2月上旬からの寒波によりまして、短期間にまとまった降雪となり、2月11日に妙高高原地域で警戒積雪深を超過、市では豪雪対策本部を設置したところでございます。翌12日には、雪への対応をさらに強化するため、豪雪災害対策本部へ移行するとともに、妙高高原地域に災害救助法の適用を受け、道路の除排雪の他、要援護世帯の除雪支援などに取り組んでいるところでございます。また、昨今の物価高騰の影響から、市民や市内事業所への影響、市内経済の地域経済の停滞が懸念されているため、1月には市民生活及び事業者支援として約3億3700万円の補正予算を編成いたしました。これからも、災害や社会情勢の変化などに迅速に対応し、市民生活の安全安心の確保を第1に取り組んで参りたいと考えております。さて、令和7年度は、妙高市が誕生して20周年を迎える節目の年であることに加え、第4次総合計画の初年度であります。これらを念頭に置き、新年度予算につきましては、時代の変化を的確にとらえ、第4次総合計画に掲げるまちの将来像、みんなで作る、自分の好きを選べるまち妙高の実現を目指し編成いたしました。特にリーディングプロジェクトである、こども若者の成長、交流、繋がり場の場づくりでは、こども若者を始め、市民の声を聞きながら、様々な学びや体験活動等を通じ、市民をはじめ、コミュニティ、事業者など、多世代との交流により繋がりを深めるとともに、市内外の多様な人との出会いにより、こども若者がまちづくりに参画しながら、将来に向けて、地域課題の解決や新たな価値の創造に挑戦する人材育成に取り組んで参ります。これらのことから、令和7年度の当初予算につきましては、一般会計は、前年度当初予算比、2%増の224億3000万円で、過去最大規模となり、特別会計を合わせた全会計の合計は、前年度当初比で1.3%増の306億3851万2000円となりました。新年度予算の詳細につきましては、この後担当課長がご説明申し上げますけれども、目まぐるしく変化する社会情勢により、行政は取り組むべき課題は山積しております。市民の皆様と、思いを1つにし、ともに知恵を絞り、力を結集して、人口が減少しても、持続可能であり続けるために、果敢な挑戦を行うとともに、着実に歩みを進めて参ります。今後とも、今後とも、皆様方から市政のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小嶋正彰） 岡田企画政策課長。

○企画政策長（岡田 豊） それでは、令和7年度予算主要事業の概要についてご説明申し上げます。初めに、基本方針の要旨をご説明いたします。今ほどの市長挨拶と重複するところがございますが、よろしく願いいたします。

1 ページをご覧ください。冒頭になります。令和7年度は、妙高市が誕生して、20周年の節目の年、また、第4次総合計画がスタートする年です。これまでの20年を振り返りながら、新たなスタートを切らなければなりません。次の大きな段落になりますが、妙高市の平成17年と令和2年の国勢調査を比べると、人口は約20%減少する一方、高齢化率は約10ポイント上昇しています。また、妙高市の年間出生数は、令和2年に初めて160人を割り込み、その後も減少傾向が続いています。生産年齢人口の減少が顕著となる中、地域経済の縮小や地域産業の活力低下、地域コミュニティ機能の低下などの問題が深刻化してきています。また、自然災害の頻発化激甚化、脱炭素社会への転換、デジタル技術の進展、物価上昇と賃上げを伴う経済情勢の変化などへの対応が求められています。総人口、生産年齢人口の減少という現実を受けとめた上で、中長期的な視点を持って、持続可能な地域経営を進めていく必要があります。次の大きな段落になりますが、石破内閣は貴重な人材を大事にする社会づくりが必要であり、これからは、一人ひとりが主導する、楽しい日本を目指すという方針を示しており、その楽しい日本を実現するための政策の核は、地方創生2.0であるとしています。また、この地方創生2.0では、これまで本格的には取り組んでこ

なかった、若者、女性に選ばれる地方をつくることを主眼とするとし、地方の多様なステークホルダーが知恵を出し合い、行動を起こしていくことを後押しするとしています。最後の大きな段落になりますが、令和7年度からスタートする第4次総合計画では、まちづくりの基本姿勢として、次代を担う人を育てる、市民が多様な暮らしや生きがいを選べるまちをつくるなどの4つを設定し、まちの将来像をみんなでつくる、自分の好きを選べるまち妙高としています。また、次代を担う人材に焦点を当て、リーディングプロジェクトを、こども若者の成長交流繋がり場の場づくりとしています。令和7年度は、これまでの20年の歩みを礎に、新たな1歩を踏み出す年です。市民の皆様の思いのこもった自分の好きを選べるまち、を実現すべく、国の地方創生2.0も追い風にしながら、市民を初め、多様な皆様とともに知恵を絞り、力を合わせて、人口減少への挑戦を新たなステージへと進めて参ります。次に、2ページからの重点化方針です。ここでは第4次総合計画で掲げる6つの目指すまちの姿を重点化方針とし、それぞれに紐づく主な事業の概要を整理しています。新たな取り組みを中心にご説明いたします。目指すまちの姿の1つ目は、みんなが安心して子育てができ、こども達がたくましく育つまちです。①結婚の希望をかなえる支援では、引き続き、出会いの機会を提供するイベントや、新婚世帯への家賃等に対する支援を行います。②子供家庭センターを中心とした切れ目のない支援では、一番下になりますけども、若い世代や、若い世代の男女が将来のライフプランを意識しながら、日々の生活や健康について考える、プレコンセプションケアを推進します。またが、里帰り出産先での出産サポートタクシー費用や、3ページになりますが、1ヶ月児健診費用の助成の他、日帰り型産後ケアを行います。③安心して子育てができる環境づくりでは、新井子育て広場の新図書館等複合施設への移転や、和田にじいこども園乳児棟の供用開始を行うとともに、新井小学校区放課後児童クラブの移転改修工事により、受け入れ環境を整備します。④自己実現していく力の育成では、学習用タブレット端末の更新や、学校におけるネットワーク環境の整備を行います。また、不登校等の児童生徒を支援するため、校内教育支援センターを妙高高原中学校と妙高中学校にも設置するとともに、新井南小学校での妙高型イエナプラン教育を本格実施します。⑤学習環境の整備充実では、児童生徒の教育環境の向上と避難所としての機能向上を図るため、小中学校のトイレの洋式化や、4ページになりますけども、中学校体育館への冷房設備の設置に向け設計を行います。目指すまちの姿の2つ目は、みんなが個性と能力を發揮し、繋がりを深め、ともにつくるまちです。①持続可能な地域コミュニティの構築では、地域集会施設の防災対応等への支援を行うとともに、地域づくりのための小水力発電事業では、基本設計や事業性評価調査、発電事業者の公募に入ります。②市民のまちづくりへの参画促進では、市民の皆様に市政への関心と参画意識を高めてもらえるよう、職員の広報力を高めるための研修や、LINEによる市政へのアンケートを行います。5ページをご覧ください。③誰もが気軽に学べるさ、学べる環境づくりでは、子供に向けた学びの提供として、遊びの森を開催する他、今年秋にオープン予定の新図書館等複合施設を活用し、市民等との競争による多様な取り組みを進めます。④誰もが親しめるスポーツの推進では、スケートボード教室などを開催するとともに、スケートボード広場の舗装整備工事を行います。⑤特色ある文化芸術施策の推進では、四季彩芸術展、歴代対象作品展やNHK公開収録番組の他、市制施行20周年記念第九コンサートを開催します。また、文化ホール、あらい総合コミュニティセンターの長寿命化等に向け、大規模改修工事の設計を行います。6ページをご覧ください。⑦多様な主体との連携協働では、関係人口の増加を図る増加を図るため、オンラインコミュニティを運営するとともに、地域情報等の発信を強化します。また、高校生等の成長交流繋がり場として、サードプレイス、妙高、みんなの寄り道ベースを設置します。⑧移住定住の促進では、市内事業所を利用して、住宅の増改築等を行った場合に補助する他、中古住宅の取得と増改築等に対する補助を各種拡充します。7ページをご覧ください。目指すまちの姿の3つ目は、みんなが健康で生き生きと支え合って住み続けられるまちです。①健康づくりの推進では、引き続き民間企業のノウハウを活用した、健康測定会やウォーキングイベント等を実施する他、がん患者が治療と社会参加

を継続するための支援を行います。②地域医療体制の確保では、市内医師と地域医療に関する意見交換会を開催するとともに、けいなん総合病院への医師派遣、受け入れ費用の補助、厚生連病院に対する緊急支援事業費の補助を行います。④障がい者福祉の充実では、重度障害者等の通院に伴う経済的負担を軽減するため、通院輸送支援制度を拡充します。8ページをご覧ください。目指すまちの姿の4つ目は、みんなで活力と魅力ある産業を育み、にぎわいと交流が生まれるまちです。①地域が一体となった観光地域づくりの実践では、妙高ツーリズムマネジメントの組織体制を強化するため、地域活性化企業人制度を活用し、民間企業から観光専門人材を受入れるとともに、佐渡の金山の世界文化遺産登録を契機とした、県、上越3市による連携事業や、文化スポーツ合宿に伴う宿泊料金への補助を行います。また、道の駅あらいのリニューアルに向け、経営的観点から検証する管理運営計画を策定します。②国際リゾートとしての受け入れ環境の整備では、クワオルト健康ウォーキングガイドを養成するための研修会を行います。③市内事業者の維持発展と活気づくりへの支援では、労働力不足を解消するため、市内企業等が外国人材を受け入れるときに加え、インターンシップを受けるときの費用に対する助成を行います。また、9ページになりますが、あらい祭りをリニューアルした、仮称みょうこう市民祭りの開催を支援します。④チャレンジできる環境づくりと働く場の創出では、引き続き、販路開拓や新規事業展開等の取り組みに対する補助を行うとともに、新たな工場団地の整備に向け、企業立地動向の把握や、候補地の抽出などを進めます。⑤持続可能な農業の振興では、特産品の創出に向けて、農業者等で組織する地域協議会の運営に対する支援や、旧サテライト妙高を活用したウイスキー蒸留所の整備に対する支援を行います。また、農作業の効率化を図るため、小規模農地の基盤整備に対する補助を行います。10ページをご覧ください。目指すまちの姿の5つ目は、みんなで備え、助け合い、安全に安心して、安心して暮らせるまちです。①防災対策の強化では、防災士を育成するため、集合形式での養成講座を開催するとともに、施設が閉館しているときでも、救命措置を迅速にできるよう、AEDの屋外設置を進めます。②安全な市民生活の確保では、防犯活動団体などの防犯カメラ設置に対する補助を行います。目指すまちの姿の6つ目は、みんなで豊かな自然環境を守り、快適な生活が送れるまちです。①自然環境の保全と活用では、11ページになりますが、いもり池周辺の植生保全と景観維持のため周辺用地を購入します。②循環型社会の形成では、燃えるごみの減量に向け大型生ごみ消滅機を設置し、効果を検証します。③脱炭所、脱炭素社会の構築では、引き続き市民や事業者が行う、省エネや再エネ導入への補助の他、既存住宅の環境改善や安全性向上を図る工事への補助を行います。④地域公共交通の確保では、高校生の通学定期券購入への助成において、今年10月から行われる、えちごトキめき鉄道の運賃改定への対応として、補助内容に改定前運賃との差額の一部助成を加えます。⑤道路ネットワークの強靱化では、引き続き老朽化した橋梁の長寿命化対策を進めます。⑥雪に強いまちづくりの推進では、市道除雪を担う業者の除雪機械購入に対する補助を行うとともに、流雪溝自動ゲートシステムの整備を進めます。12ページをご覧ください。⑦安全で安定したライフラインの維持では、杉野沢地区でのリゾート開発に伴い、水道施設を整備し、新たな需要の拡大を図ります。以上が重点化方針に紐づく主な事業の概要です。21ページ、22ページでは、第4次総合計画のリーディングプロジェクトに関連する主な取り組みを、成長段階に応じて整理をしています。また、事業の詳細につきましては、23ページ以降に掲載してあります。ありますので、ご覧ください。以上で私からの説明を終わります。

○議長（小嶋正彰） 西條財務課長

○財務課長（西條 保） 続きまして令和7年度予算主要事業の概要によりまして、一般会計当初予算のポイントや特徴についてご説明をさせていただきます。資料14ページをご覧ください。まず、一般会計の予算規模ですが、224億3000万円の前年度当初予算と比べまして、4億5000万、2.0%の増となりました。予算規模につきましては、過去最大となっております。この主な要因につきましては、妙高山麓ゆめ基金事業の寄付、寄付額の増加に伴います。

積立金や、教育委員会事務局管理費でのタブレット端末の購入などの他、新井小学校区放課後児童クラブの移転改修工事、6次産業化推進事業での民間ウィスキー蒸留所への支援等が、等が増となったものであります。次に歳入についての特徴でございます。まず市税ですが、個人市民税、固定資産税の増収によりまして、前年度より2.1%増の45億8104万8000円を見込んでおります。個人市民税につきましては、令和6年度の定額減税の終了などによりまして、前年度より8376万9000円、固定資産税につきましては、新築価格の増などによりまして、2313万1000円の増を見込んでおります。次に地方交付税につきましては、5.9%増の70億9079万円を見込んでおります。このうち普通交付税につきましては、60億9079万円で、国の地方財政対策等を勘案しまして、前年度より約4億円の増を見込んでおります。次に、市債ですが、新図書館等複合施設の減や、和田にじろこども園乳児棟新築工事の終了などによりまして、16.4%減の16億2050万4000円を見込んだところであります。次に歳出についての特徴です。まず人件費、扶助費、公債費からなります義務的経費ですが、公債費では、市債元利償還金が減額となるものの、人件費では、初任給の引き上げや、基本給等の改定に伴う経費の増、扶助費では、令和6年度10月に拡充されました児童手当の支給が通年分となることなどから、2.2%増の78億6698万7000円となっております。予算全体に占める義務的経費の割合は、35.1%で、前年度より0.1ポイントの増となっております。次に普通建設事業費などの投資的経費ですが、新井小学校区放課後児童クラブの移転改修工事や、市役所本庁舎におけます免震装置の交換、交換工事などが増加するものの、新図書館等複合施設の建設工事費の減や、和田にじろこども園乳児棟の工事完了などから、前年度より、22.1%減の31億182万3000円となりました。全体予算に占める投資的経費の割合は13.7%で、前年度より4.4ポイントの減となっております。一番下の基金と市債の状況ですが、令和7年度末の基金の全体の残高見込み額は98億316万5000円で、令和6年度末見込み額と比較しまして、約11億9400万円の減となっております。また、市債残高見込み額は169億1985万3000円で、令和6年度末見込み額と比較しまして、約2億1400万円の減となる見通しであります。続いて15、16ページの歳入歳出の款別の主なものをご説明させていただきます。まず15ページの歳入ですが、1款市税につきましては、前年度より2.1%の増収となりました。2款から11款の譲与税交付金は、国から示された地方財政計画の伸び率等に基づいて計上しております。なお11款の地方特例交付金につきましては、令和6年度に実施をされました、個人住民税の定額減税による市税減収分の国の補填が今年度限りの措置であるため、前年度より82.9%の減となっております。12款の地方交付税につきましては、令和6年度の算定実績や国の地方財政対策等を勘案しまして、5.9%増で計上しております。19款の寄付金につきましては、ふるさと納税により、寄付額の増加が見込まれることから、前年度より111.3%増となります、6億3220万1000円を計上いたしました。20款の繰越金につきましては、前年度より4.9%の増となります。総額18億2338万4000円のうち、財政調整基金からの繰入金は、前年度より1億3000万円増の7億円となります。また、公共施設等適正管理基金からは、いきいきプラザの解体や公共施設等への機械設備の修繕等の財源とするため、1億2786万円を、教育環境基金や教育環境整備基金からは、小中学生が使用するタブレット端末の更新や学校内の通信環境を整備するための財源とするため、1億1227万円の繰り入れを予定しております。続きまして、16ページ上段の歳出の項目につきまして主なものをご説明いたします。款別の構成比では、民生費、教育費、土木費の順で多くなっております。次に、前年度との比較ですが、2款総務費につきましては、妙高山麓ゆめ基金への寄付の増加を見込んだことや、当市を含めました、地方公共団体の基幹業務システムの標準化、共通化を図る業務などの実施などから、36.3%の増となっております。3款民生費につきましては、新井小学校区放課後児童クラブの移転改修工事や、保育士等の人件費の増加などから1.7%の増となっております。4款衛生費につきましては、県厚生連への支援や、令和7年度から新たに定期接種に位置付けられます帯状疱疹ワクチン接種を実施することなどから、15.7%の増となっております。6款農林水産業費につきましては、旧サテライト妙高を活用した民間事業者が行い

ますウスキー蒸留場への改修整備に対する支援や、林道の橋梁の塗装塗り替え工事などを実施することなどから、35.2%の増となっております。7款商工費につきましては、道の駅あらいのリニューアルに向けた整備計画の策定や、道の駅東側エリア駐車場の消雪パイプ敷設に向けた井戸掘削工事費が減額となることなどから13.7%の減となります。8款土木費につきましては、新井総合公園東側拡張部分の整備や、消雪施設の更新工事にかかる費用が減額となることなどから9.7%の減となります。9款消防費につきましては、消防団の器具置き場の建て替えや、消防車両の更新の他、自主防災組織が整備をいたします防災資機材経費の一部補助を実施することなどから、7.0%の増となっております。10款教育費につきましては、いきいきプラザの解体工事の他、小中学校でのタブレット端末の更新や校内ネットワークの整備、新井小学校の空調設備の改修工事などを実施するものの、新図書館等複合施設の建設工事費の減額などから5.6%の減となります。11款災害復旧費につきましては、市役所本庁舎の免震装置の交換工事を実施することなどから17.5%の増となっております。次の表の地方債の残高、それからその下の基金の状況につきましては、先ほど14ページでご説明をさせていただきましたので、後程ご確認をいただければというふうに思っております。今後も財政運営に当たりましては、国や県の補助金をはじめ、市の財政に優位な市債金等を有効に活用する中で、健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。詳細につきましては、お手元の予算主要事業の概要をご覧くださいますようお願いを申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小嶋正彰） 以上をもちまして全員協議会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後2時32分